二　令第一条の二第二号イに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明であることを証する書面
三　令第一条の二第二号ロに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面
ロ　当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証する書面
四　令第一条の二第二号ハに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明であることを証する書面
五　令第一条の二第二号ニに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面
ロ　当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証する書面
六　令第一条の二第二号ホに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明との間に第一条第一号に定める密接な関係があることを証する書面
七　令第一条の二第二号ヘに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第二号に定める密接な関係があることを証する書面
ロ　当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証する書面
八　令第一条の二第三号イに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面
九　令第一条の二第三号ロに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面
ロ　当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面
十　令第一条の二第三号ハに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面
十一　令第一条の二第三号ニに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証する書面
ロ　当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面
十二　令第一条の二第三号ホに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第三号に定める密接な関係があることを証する書面
十三　令第一条の二第三号ヘに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第四号に定める密接な関係があることを証する書面
ロ　当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証する書面
十四　令第一条の二第四号イに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証する書面
十五　令第一条の二第四号ロに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面
ロ　当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証する書面
十六　令第一条の二第四号ハに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証する書面
十七　令第一条の二第四号ニに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証する書面
ロ　当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証する書面
十八　令第一条の二第四号ホに規定する者が申請書を提出する場合　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に第一条第五号に定める密接な関係があることを証する書面
十九　令第一条の二第四号ヘに規定する者が申請書を提出する場合　次に掲げる書面
イ　その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に第一条第六号に定める密接な関係があることを証する書面
ロ　当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証する書面